

かんぽ生命保険の資産の運用方法の届出について

2025年3月24日



届出の背景

- 保険会社における資産の運用方法は、保険業法施行規則第47条に定められている。
- かんぽ生命保険における運用方法は、郵政民営化法第138条第2項及び郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（以下「制限命令」という。）第16条第1項に定められており、それ以外の運用を行う場合には内閣総理大臣及び総務大臣への届出（令和3年6月、日本郵政によるかんぽ生命保険株式の保有割合が2分の1を下回ったことにより認可制から届出制へ移行）を要する。
- 民営化時（平成19年）に一部を認可取得しているが、民営化以降、安定的な資産運用収益の確保及び更なる運用収益向上を目指すべく、資産運用の多様化に取り組んでおり、近年では資本・業務提携等で更なる収益源の多様化・成長機会の創出を図っている。
- 当該取り組みの一環として、今回、平成19年に認可を取得していない範囲においても、届出を行い他の生命保険会社と同等の運用ができるようにするもの。

保険業法施行規則第47条に定める方法		H19年に認可取得済み	今回の届出
1号	有価証券の取得	○	
2号	不動産の取得		①
3号	金銭債権の取得	○	
3号の2	短期社債等の取得		
4号	金地金の取得		
5号	金銭の貸付け（コールローンを含む。）	○	
6号	有価証券の貸付け	○	
6号の2	組合契約又は匿名組合契約に係る出資		②
7号	預金又は貯金		

保険業法施行規則第47条に定める方法		H19年に認可取得済み	今回の届出
8号	金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託		③
9号	有価証券関連デリバティブ取引	○	
10号	金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引	○ (CDS※取引を除く)	④ (CDS取引)
11号	金融等デリバティブ取引		
12号	先物外国為替取引		
13号	前各号に掲げる方法に準ずる方法		

※クレジット・デフォルト・スワップの略称。参照組織の信用リスクを移転する標準化されたデリバティブ契約。

注) ○印及び○数字が付いているもののほか、郵政民営化法第138条第2項各号及び制限命令第16条第1項各号で定めるものについては運用対象。

届出の内容

① 不動産の取得

・営業用不動産の投資転用

営業用不動産を投資用不動産として活用する。

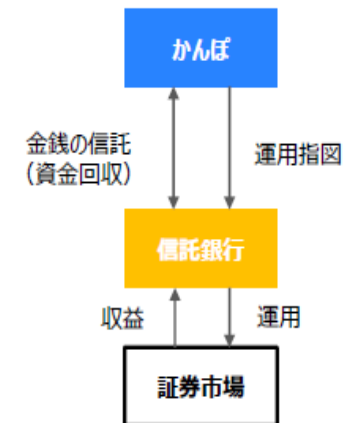
・不動産の現物投資

すべての物件ではないものの、物件案件によっては現物不動産として投資し、安定した賃料収入を獲得する。



③ 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託

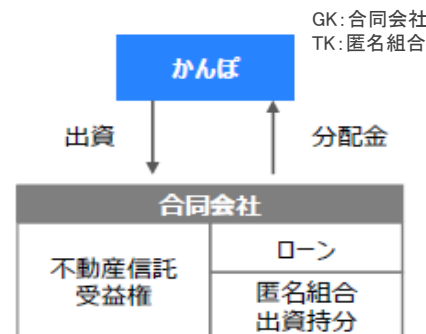
現在、金銭の信託での株式運用は、特定金銭信託契約に投資一任契約を併せたもの。投資一任契約を付けない特定金銭信託での投資を可能とし、運用の機動性・収益性の確保を図る。



② 組合契約又は匿名組合契約に係る出資

不動産市場で広く一般的に使われるGK-TKスキーム※での出資を可能とし、投資対象の拡充と収益機会の確保を図る。

※合同会社と匿名組合を用いた投資スキーム。



④ 金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引のうち「CDS取引」

CDSを活用した債券投資を可能とし、投資対象の拡充と収益機会の確保を図る。

業務の開始予定

令和7年4月1日

リスク管理態勢

- 当社では、リスク管理に関する規程を整備し、リスク管理統括部担当執行役を委員長とするリスク管理委員会において必要な議論を行う等のリスク管理態勢を整備の上、投資を行っております。
- 今般届け出る新規業務は運用手法の多様化を目的としたものであり、既存のリスク管理態勢の枠組みを活用・強化することで対応いたします。

【参考資料】関係法令

■ 保険業法第九十七条第二項（業務の範囲等）

- 2 保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。

■ 保険業法施行規則第四十七条（資産の運用方法の制限）

法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。）の取得（第三号、第三号の二、第六号の二、第八号及び第九号に該当するものを除く。）
- 二 不動産の取得
- 三 金銭債権の取得
- 三の二 短期社債等（法第九十八条第六項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）の取得
- 四 金地金の取得
- 五 金銭の貸付け（コールローンを含む。）
- 六 有価証券の貸付け
- 六の二 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約に係る出資
- 七 預金又は貯金
- 八 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- 九 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）
- 十 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（前号に掲げるものに該当するもの及び暗号等資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）又は暗号等資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第五十二条の二の二第三号及び第五十六条第二項第一号において同じ。）に係る取引を除く。）
- 十一 法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引
- 十二 先物外国為替取引
- 十三 前各号に掲げる方法に準ずる方法

■ 郵政民営化法第三百三十八条第二項（業務の制限）

- 2 郵便保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
 - 一 保険契約者に対する資金の貸付け
 - 二 地方公共団体に対する資金の貸付け
 - 三 コール資金の貸付け
 - 四 日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社に対する資金の貸付け
 - 五 機構に対する資金の貸付け
 - 六 前各号に掲げる方法のほか、内閣府令・総務省令で定める方法

■ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第十六条第一項（郵便保険会社の資産の運用の方法）

法第三百三十八条第二項第六号に規定する内閣府令・総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十七条第一号に掲げる方法のうち、第三条第一項第一号イからトまでに掲げる有価証券の取得（発行者からの購入については、同号イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定する財形住宅債券等に限る。）及びヘに掲げる有価証券を購入する場合に限り、選択権付債券売買については、外国で行われる売買取引に係るものを除く。）
- 二 保険業法施行規則第四十七条第二号に掲げる方法（投資の目的をもって取得するものを除く。）
- 三 保険業法施行規則第四十七条第三号に掲げる方法のうち、次に掲げるもの
 - イ 譲渡性預金証書の取得
 - ロ コマーシャル・ペーパーの取得
 - ハ 第九号及び第十号に掲げる取引に係る権利を表示する証券又は証書の取得
- 四 保険業法施行規則第四十七条第三号の二に掲げる方法のうち、保険業法第九十八条第六項各号（第三号を除く。）に掲げるもの（同項第八号に掲げるものにあつては、第三条第一項第一号ト（2）から（6）までに掲げるものに該当するものに限る。）の取得
- 五 保険業法施行規則第四十七条第六号に掲げる方法のうち、有価証券の特定貸付け
- 六 保険業法施行規則第四十七条第七号に掲げる方法のうち、銀行等への預金
- 七 保険業法施行規則第四十七条第八号に掲げる方法のうち、信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（運用方法を特定するものにあつては、第三条第一項第四号ニ（1）及び（2）に掲げる方法により運用するものに限る。）
- 八 保険業法施行規則第四十七条第九号に掲げる方法のうち、特定有価証券関連デリバティブ取引
- 九 保険業法施行規則第四十七条第十号又は第十一号に掲げる方法のうち、第三条第一項第九号イ及びハに掲げるもの
- 十 保険業法施行規則第四十七条第十二号に掲げる方法（第三条第一項第九号ロに掲げるものに限る。）